

平成 18 年 4 月 10 日

各 位

会社名 フルサト工業株式会社
代表者名 取締役社長 古里龍平
(コード 8087 東証・大証第1部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 小倉 隆
(TEL. 06 - 6946 - 9605)

自己株式の処分及び株式の売出しに関するお知らせ

平成 18 年 4 月 10 日開催の当社取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の処分にかかる株式売出し

- (1) 処分株式数 当社普通株式 300,000 株
- (2) 処分価額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、平成 18 年 4 月 19 日(水)から平成 18 年 4 月 24 日(月)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)に決定する。
- (3) 処分方法 売出しとし、野村證券株式会社、三菱UFJ証券株式会社及びコスモ証券株式会社(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。なお、売出価格は日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、売出価格等決定日における株式会社大阪証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で売出価格等決定日に決定する。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より当社に支払われる金額である処分価額を差し引いた額の総額とする。
- (4) 申込期間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (5) 払込期日 平成 18 年 4 月 26 日(水)から平成 18 年 5 月 1 日(月)までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (6) 受渡期日 平成 18 年 4 月 27 日(木)から平成 18 年 5 月 2 日(火)までの間のいずれかの日。ただし、上記(5)払込期日に記載の払込期日の翌営業日とする。

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 処分価額、その他本売出しに関し必要な一切の事項の決定については、取締役社長 古里龍平に一任する。
- (9) 本売出しについては、本日付で証券取引法による有価証券通知書を提出している。

2. 株式売出し(当社株主による売出し)

- (1) 売出株式数 当社普通株式 600,000株
- (2) 売出人 古里龍一 250,000株
株式会社りそな銀行 200,000株
古里龍平 100,000株
古里勝子 50,000株
- (3) 売出価格 日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は1.自己株式の処分にかかる株式売出し(3)処分方法に記載の売出価格と同一とする。
- (4) 売出方法 1.自己株式の処分にかかる株式売出し(3)処分方法に記載の売出方法と同一とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額(1.自己株式の処分にかかる株式売出し(2)処分価額に記載の処分価額と同一とする。)を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申込期間 1.自己株式の処分にかかる株式売出し(4)申込期間に記載の申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 1.自己株式の処分にかかる株式売出し(6)受渡期日に記載の受渡期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに関し必要な一切の事項の決定については、取締役社長 古里龍平に一任する。
- (9) 本売出しについては、本日付で証券取引法による有価証券通知書を提出している。

3. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記<ご参考>2.を参照のこと)

- (1) 売出株式数 当社普通株式 100,000株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 野村證券株式会社
- (3) 売出価格 未定(売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は、1.自己株式の処分にかかる株式売出し(3)処分方法及び2.株式売出し(当社株主による売出し)(3)売出価格に記載の売出価格と同一とする。

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

- (4) 売 出 方 法 1.自己株式の処分にかかる株式売出し及び2.株式売出し(当社株主による売出し)(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)の需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主より借入れる当社普通株式を自ら売出すものとする。
- (5) 申 込 期 間 1.自己株式の処分にかかる株式売出し(4)申込期間及び2.株式売出し(当社株主による売出し)(5)申込期間に記載の申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 1.自己株式の処分にかかる株式売出し(6)受渡期日及び2.株式売出し(当社株主による売出し)(6)受渡期日に記載の受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売 出 価 格、その他本売出しに関し必要な一切の事項の決定については、取締役社長 古里龍平に一任する。
- (9) 本売出しについては、本日付で証券取引法による有価証券通知書を提出している。

4. 第三者割当による自己株式の処分(下記<ご参考>2.を参照のこと)

- (1) 処 分 株 式 数 当社普通株式 100,000株
- (2) 処 分 価 額 売 出 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 処 分 価 額 は 1. 自 己 株 式 の 処 分 に か か る 株 式 売 出 し (2) 処 分 価 額 に 記 載 の 処 分 価 額 及 び 2. 株 式 売 出 し (当 社 株 主 による売出し)(4)売出方法に記載の引受価額と同一とする。
- (3) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 野村証券株式会社 100,000株
- (4) 申 込 期 間 (申 込 期 日) 平成18年5月23日(火)から平成18年5月30日(火)までの間のいずれかの日。ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目(30日目の日が営業日でない場合はその前営業日)の日の2営業日後の日とする。
- (5) 払 込 期 日 平成18年5月23日(火)から平成18年5月30日(火)までの間のいずれかの日。ただし、上記(4)申込期間(申込期日)に記載の申込期間(申込期日)と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成18年5月24日(水)から平成18年5月31日(水)までの間のいずれかの日。ただし、上記(5)払込期日に記載の払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上 記 (4) 申 込 期 間 (申 込 期 日) に 記 載 の 申 込 期 間 (申 込 期 日) ま で に 申 込 み の な い 株 式 に つ い て は 、 処 分 を 打 切 る も の と す る 。
- (9) 処 分 価 額、その他本第三者割当による自己株式の処分に関し必要な一切の事項の決定については、取締役社長 古里龍平に一任する。

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

今般、上記株式売出しを実施することといたしました。これは設備資金への充当（下記「4. 自己株式の処分による手取金の使途」をご参照ください。）並びに当社株式の分布状況の改善と流動性の向上を目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

今回の株式売出しにおきましては、上記「1. 自己株式の処分にかかる株式売出し」及び上記「2. 株式売出し（当社株主による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しの他に、上記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しを予定しております。

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から100,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を野村證券株式会社に取得させるために、当社は平成18年4月10日（月）開催の当社取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式100,000株の自己株式処分（以下「第三者割当による自己株式処分」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日ではない場合はその前営業日）の2営業日後を払込期日（以下「第三者割当による自己株式処分の払込期日」という。）として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から第三者割当による自己株式処分の払込期日の5営業日前の日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）借入れ株式の返却を目的として、株式会社大阪証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村證券株式会社は第三者割当による自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そ

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

のため第三者割当による自己株式処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当による自己株式処分における最終的な処分株式数がその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式の総数 1,443,969 株 (平成 18 年 3 月 31 日現在)
 処分株式数 400,000 株
 処分後の自己株式の総数 1,043,969 株

(注) 上記「1. 自己株式の処分にかかる株式の売出し」の処分株式数に加え、上記「3. 第三者割当による自己株式の処分」の割当株式数の全株式に対し野村証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の株式数です。

4. 自己株式の処分による手取金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の自己株式の処分にかかる株式売出し及び第三者割当による自己株式処分の手取概算額 947,520,000 円については、全額を設備投資資金に充当する予定であります。

平成 18 年 4 月 10 日現在計画しております設備計画につきましては、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	投資予定額(千円)		資金調達方法	着手年月	完成予定年月	完成後の増加能力
				総額	既支払額				
フルサト工業株式会社	郡山営業所 (福島県郡山市)	鉄骨建築関連資材	営業所用地 事務所・倉庫	144,000	43,993	自己株式処分資金 及び自己資金	平成 18 年 3 月	平成 18 年 9 月	業務の合理化
	姫路営業所 (兵庫県姫路市近辺)	鉄骨建築関連資材	営業所用地 事務所・倉庫	250,000	-	自己株式処分資金 及び自己資金	平成 18 年 9 月	平成 19 年 3 月	業務の合理化
	北九州営業所 (福岡県北九州市近辺)	鉄骨建築関連資材	営業所用地 事務所・倉庫	250,000	-	自己株式処分資金 及び自己資金	平成 18 年 7 月	平成 19 年 3 月	業務の合理化
	滋賀工場 (滋賀県甲賀市)	鉄骨建築関連資材	自動ライン	50,000	-	自己株式処分資金 及び自己資金	平成 18 年 4 月	平成 18 年 9 月	滋賀工場の生産能力 5%増加
	埼玉工場 (埼玉県北足立郡伊奈町)	鉄骨建築関連資材	工場 自動ライン	350,000	-	自己株式処分資金 及び自己資金	平成 18 年 10 月	平成 19 年 9 月	埼玉工場の老朽化更新 及び生産能力20%増加
㈱ジーネット	東京支社 (東京都大田区)	機械工具	倉庫	50,000	-	自己株式処分資金 及び自己資金	平成 18 年 4 月	平成 18 年 9 月	業務の合理化

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

以上

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。